



JASDAQ

平成 25 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社夢テクノロジー
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 眞吾
(J A S D A Q ・ コード 2 4 5 8)
問 合 せ 先
役職・氏名 取締役副社長 金子壮太郎
電 話 0 3 - 5 9 4 0 - 2 2 1 5

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに 配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 18 日開催の取締役会において、株式の分割および単元株制度の採用について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、同取締役会において「定款の（一部）変更の件」を平成 25 年 12 月 18 日開催予定の第 25 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式の分割の実施及び単元株制度の採用については、平成 25 年 12 月 18 日開催予定の第 25 期定時株主総会における定款一部変更案の承認を条件としております。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 26 年 3 月 31 日（月）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 11 月 18 日（月）現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりになります。

- ①株式の分割前の発行済株式総数 57,120 株
- ②株式の分割により増加する株式数 5,654,880 株
- ③株式の分割後の発行済株式総数 5,712,000 株
- ④株式の分割後の発行可能株式総 22,449,600 株

(3) 分割の日程

- ①基準日公告日 平成 26 年 3 月 14 日（金）
- ②基準日 平成 26 年 3 月 31 日（月）
- ③効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日（火）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年4月1日(火)

(参考) 平成26年3月27日(木)をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、平成25年12月18日開催予定の第25期定時株主総会に、当社定款の一部変更を付議いたします。

(2) 変更の内容

- ①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設いたします。
- ③議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株式についての権利)を新設いたします。
- ④変更案第7条及び第8条の新設に伴い、条数の繰り下げをいたします。
- ⑤変更案第6条の変更並びに第7条及び第8条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設致します。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線___は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>224,496</u>株とする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>22,449,600</u>株とする。 (<u>単元株式数</u>)</p> <p><u>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</u> (<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第<u>7</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>9</u>条～第<u>44</u>条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>附 則</u> <u>第6条の変更、第7条及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成26年4月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

5. 配当予想の修正

平成26年4月1日(火)を効力発生日として当社普通株式1株を100株に分割する事に伴い、1株当たりの配当予想を、平成25年10月31日(木)に公表した「平成25年9月期 決算短信」に記載の予想金額から以下のとおり修正いたします。(すでに公表している株式分割前の1株当たり配当予想額を、今回の株式分割の割合で除した修正額であり、配当予想に実質的な変更はありません。)

基準日	1株当たり配当金				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	期末	年間合計
前回公表の予想額 (平成25年10月31日)	—	2,000円00銭	—	2,000円00銭	4,000円00銭
今回予想 (株式分割後の調整額)	—	20円00銭	—	20円00銭	40円00銭

以 上